

ヘルプカードについて（普及促進への協力依頼）

【ヘルプカードとは】

「身体障害者（特に視覚、聴覚、（内臓などの）内部障害）」、「知的障害者」、「精神障害者」が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードとして、平成26年度に東京都の標準様式の「稲城市版ヘルプカード」を作成しました。

【協力依頼の趣旨】

市民の方から、「公共交通を利用中に具合が悪くなったので、ヘルプカードを提示して支援を求めたものの、周囲の誰にも気づいてもらえなかった」との声が寄せられ、公共交通を利用する際に「ヘルプカード」を掲示する機会が多くなるものと考えられます。

本日は、電車を除く、バス・タクシー事業者様や多くの市民団体の代表の皆様がご参加いただいているこの会議の場で、普及促進への協力をお願いすることが効果的であると考えました。

【依頼内容】

「いざというとき」には、「災害の発生時、避難時」、「パニックや発作、病気などの緊急時」あるいは「日常生活における、その方に特有な手助けを必要とする場面」が想定されるところです。

ヘルプカードは、まず障害者本人が、その目的や利用方法について理解することが重要であることは当然ながら、それを理解してくださる方々がたくさん増えていくことが何よりも重要です。

「困っている人」を見かけ、その人が「ヘルプカード」を持っていたら、その記載に沿った、支援や配慮をどうぞよろしく願いいたします。

【配布状況】

平成26年6月から身体障害者手帳・愛の手帳（知的障害者）の所持者2,231人に直接郵送いたしました。また、障害福祉課、社会福祉協議会などの窓口で、27年3月末までに、精神障害者も含め117人へ配布いたしました。

【終わりに】

最後になりますが、本日お越しの委員の皆様で、ヘルプカード周知用のチラシを配布していただける方がおりましたら、この会議の後にご相談いただければ幸いです。